

【減数調剤について】

令和3年10月1日（金）より、全ての処方箋備考欄に「残薬調整後の報告可」の記載を追加いたします。

（平成30年度診療報酬改定において、残薬分を差し引いた減数調剤の取り扱いが「調剤報酬点数表に関する事項<通則>4」に示されたことによる変更）

これにより、患者の不利益にならないよう、十分な説明および同意を得た上であれば、減数調剤を行うことが可能となります。

ただし、以下①～⑤を遵守して下さい。

- ① 患者やその家族に対して、次回受診時に処方医へ残薬の状況を報告するよう促すこと
- ② 残薬の状況、その理由および実際に患者へ交付した薬剤の数量、説明内容等について、遅滞なく当センターにFAXにて情報提供を行うこと（書式の規定なし、FAX送付先：073-421-3606）
- ③ 適用範囲は、以下のとおりとする
 - a. 当センターにて継続処方されている処方薬に残薬が確認された場合
 - b. 内服薬は、処方箋に記載された投与日数が対象となる
 - c. 頓服薬は、処方箋に記載された投与回数が対象となる
 - d. 外用薬、注射薬その他は、処方箋に記載された医薬品の処方量が対象となる
- ④ 適用外は、以下のとおりとする
 - a. 麻薬、覚せい剤原料、抗がん剤
 - b. 用法・用量を変更することによる減量（＝1日量や服用回数を減じること）
 - c. 次回受診日までの服薬分を除いた調整後の残薬が10日分 or 10回分未満になる場合（受診できない場合や大規模災害等のため）
- ⑤ その他
 - a. 大量の残薬を確認した場合であっても、当該薬剤を処方から削除する場合（＝処方日数0日分 or 処方回数0回分）には疑義照会を行うこと
 - b. 判断に迷う内容に関しては、従来通り疑義照会を行うこと
 - c. 必要に応じて、トレーシングレポートを活用すること（FAX送付先：073-425-6391）
- ⑥ お問い合わせ先
日本赤十字社和歌山医療センター薬剤部
電話：073-422-4171（代）

以上